⑽　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。
⑾　手続における交渉の有無　無。
⑿　契約書作成の要否　要。
⒀　施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。
⒁　技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⒂　本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は入札説明書による。）。
⒃　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒄　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体として上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の格付を受け、かつ、特定建設工事共同企業体又は単体として競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒅　詳細は、入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Akihiro Tutimiti, Director of Kyushu Defense Bureau, MOD
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Fuel tank New Construction in JGSDF Vice-Camp Tosu
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : January 9, 2014, 5 : 00 P.M.
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : February 7, 2014, 12 : 00 noon
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kyushu Defense Bureau, MOD, 2―10―7 Hakataeki-higashi Hakata-ku Fukuokashi 812―0013, Phone : 092―483―8829

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

鳥栖㉕燃料施設整備土木工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について次のとおり公示します。

平成 25 年 12 月 17 日

支出負担行為担当官
九州防衛局長　槌道　明宏

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　40

1　工事名　鳥栖㉕燃料施設整備土木工事
2　工事場所　佐賀県鳥栖市
3　工事概要　本工事は、以下の工事を行うものである。
・覆土式燃料タンク新設　1,400ＫＬ　３基
・覆土式燃料タンク新設　800ＫＬ　１基
・燃料タンク附帯消火施設　一式
・洞道工等燃料タンク附帯土木　一式
・燃料施設造成　一式
・燃料施設附帯土木　一式
4　工期　平成27年10月31日まで
5　競争参加資格審査申請書の交付
⑴　交付期間　平成25年12月17日から平成26年２月12日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑵　交付場所　〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第２合同庁舎　九州防衛局総務部契約課審査係　電話092―483―8829
⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
6　申請書の提出
⑴　提出期間　平成25年12月17日から平成26年１月９日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。
⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）で平成25・26年度資格審査申請の際に提出したものの写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　工事経歴書（下記７⑵アの要件を満たす工事の施工実績を記載したもの。）
⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成26年１月９日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
7　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。
ア　装備施設本部長から土木一式工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
イ　装備施設本部長が算定した土木一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。
ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、九州防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。 6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。
ア　代表者は、平成10年度以降に工事の元請けとして、消防法（昭和23年法律第186号）で規定されている危険物を貯蔵する特定屋外タンク貯蔵で、地中式又は地上覆土式タンク貯蔵所（有効容量1,000ＫＬ／基以上）の新設工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、代表者以外の構成員は、地下又は覆土のタンク工事（貯水、遊水、貯油等を目的とする100㎥以上の有効容量を有する現場打ちコンクリート構造物であって土工事を伴うもの）の工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
イ　建設業法の土木一式工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。
ウ　土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑷　代表者の要件　代表者は、土木一式工事に係る施工能力の大小に関わらず、⑵アの代表者に求める施工実績及び配置予定技術者の条件を有するものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。
8　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。